

第10節 国民健康保険

国民健康保険制度は、勤め先の健康保険などに加入していない方（生活保護を受けている方を除く）を対象とする公的医療保険制度です。

保険料は、国民健康保険に加入している方が病気やケガをしたときの医療費、介護サービスをはじめ、出産育児一時金、葬祭費等の支給にあてられ、国などからの補助金と合わせて国保事業運営にとって重要な財源となります。

国民健康保険に自動的に加入又は脱退することはありません。（75歳になり、後期高齢者医療制度に加入する場合を除く）

国民健康保険に加入する場合や、やめる場合は必ず届出が必要です。

1 保険料と療養の給付

(1) 保険料について

国民健康保険では、世帯を単位として保険料を算定します。保険料の納付は、国民健康保険の資格の有無にかかわらず、世帯の世帯主の方に支払の義務があるため、通知等はすべて世帯主の方あてに送付いたします。

① 保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{医療分保険料} + \text{後期高齢者支援金分保険料} + \text{介護分保険料} \quad (\text{40歳} \sim \text{65歳の方のみ})$$

医療分保険料	医療費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費等の財源
後期高齢者支援金分保険料	後期高齢者医療制度を運営するための財源
介護分保険料(40歳～65歳の方)	介護保険制度を運営するための財源

また、医療分、後期高齢者支援金分、介護分とも、それぞれ保険料は次のように計算されます。

$$\text{所得割} + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}$$

所得割額	前年中の所得に応じて決定
被保険者均等割額（※）	国保に加入されている人数に応じて決定
世帯別平等割額（※）	世帯に対しての保険料

※ 下記②の軽減措置対象

② 保険料の軽減措置

国民健康保険では前年中の所得金額が基準値以下の場合、被保険者均等割額と世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減する制度等がございます。

なお、軽減等を受けるには、19歳以上の世帯員全員（所得のない方を含む）が所得申告をしている必要があります。申告がお済みでない方はお早めに区役所市民総合窓口課または市税事務所で申告をするようお願いいたします。

③ 保険料の納付方法

国民健康保険料は、原則、口座振替でお支払いいただきます。

口座振替の手続きは、キャッシュカードを区役所、市民センターの窓口を持参していただくほか、区役所市民総合窓口課の窓口にある、口座振替申込はがきに必要な事項を記入のうえ、郵送していただくか、預金（貯金）通帳、通帳届出印、保険証を持参のうえ、市内の金融機関・ゆうちょ銀行で申し込みをしてください。

- a 口座振替・・・ご指定の口座から各納期限の日引き落とします。
- b 納付書・・・毎年6月に1期～10期（1年分）の納入通知書をまとめてお送りしますので、各納期限の日までに次の場所、方法で納めてください。
 (ア)金融機関 (イ)ゆうちょ銀行 (ウ)市役所・区役所内金融機関出張所
 (エ)市民センター (オ)コンビニエンスストア (カ)「Pay-easy（ペイジー）」
 に対応しているATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング
 (キ)スマートフォン決済（PayPay, LINE Pay, PayB）
- c 特別徴収・・・一定の基準を満たした場合、年金支払日に年金から天引きします。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

④ 保険料の納付が困難な場合

保険料を納期限内に納められない場合は、必ず健康保険課で納付相談をしてください。

(注意) 保険料を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状を送付するとともに納付推進センターから電話による納付案内や文書催告などを行います。

なお、督促状にて指定された納期限までに納付がない場合、預貯金、給与等の財産が差し押さえとなる場合もありますので、必ず健康保険課で納付相談をしてください。

[問い合わせ先 健康保険課]

(2) 療養の給付

被保険者が病気やケガをしたとき、保険診療を行っている病院、診療所等に保険証を提示することで、医療が定率の自己負担（一部負担金）で受けられます。

【一部負担金の割合】

- ①義務教育就学児以上70歳未満の方・・・・・・・・・・ 3割
- ②義務教育就学前の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2割
 ※6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで。
- ③70歳以上75歳未満の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 下表のとおり

市町村民税の課税標準額が145万円以上（現役並所得者）の方	3割
市町村民税の課税標準額が145万円未満の方	2割

特例 70歳以上の被保険者で、世帯内の70歳以上の被保険者の賦課基準額（*）の合計が210万円以下である場合は、一部負担金の割合が2割になります。

*賦課基準額（旧ただし書所得）：総所得から基礎控除額（43万円）を引いた額

④資格証明書による診療・・・・・・・・・・10割

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(3) 一部負担金の減免

次の「特別の理由」に該当し、医療機関等へ的一部負担金の支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により、医療費の一部負担金について減額・免除・徴収猶予が受けられる場合があります。（申請した月から3か月以内の一部負担金について適用）

【特別の理由】

- ①震災、風水害、火災等により資産に重大な損害を受けたとき。
- ②干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁により収入が減少したとき。
- ③事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ④その他①から③に掲げる事由に類する事由があったとき。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

2 その他の給付

(1) 療養費の支給

急病など緊急やむを得ない事情で保険証を持たずに治療を受けた場合、海外渡航中に日本国内で認められた治療を受けた場合（治療目的の渡航を除く）、または医師の指示により治療用装具をつくったとき、はり・きゅうなどの施術を受けたときは、申請により審査で認められた保険給付分が払い戻されます。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(2) 高額療養費の支給

加入者1人、暦月ごと、1つの医療機関で入院・外来別にそれぞれ支払った医療費の自己負担（70歳未満の方は、21,000円以上のものに限る。）を世帯内で合算した額が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた額について後から申請により支給します。

	所得区分	自己負担限度額
70歳未満の方	賦課基準額 901万円超 〔ア〕	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% < 140,100円 >
	賦課基準額 600万円超～901万円以下 〔イ〕	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% < 93,000円 >
	賦課基準額 210万円超～600万円以下 〔ウ〕	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >
	賦課基準額 210万円以下 〔エ〕	57,600円 < 44,400円 >
	低所得者 (市町村民税非課税) 〔オ〕	35,400円 < 24,600円 >

※金額は1か月あたりの限度額。 < >内の金額は多数該当の場合

※「(総医療費－〇〇円)×1%」となっているものについては、総医療費がそれぞれ計算式に掲げた額(〇〇円)を超えた場合のみ、自己負担限度額に加算される。

※〔 〕内は、限度額適用認定証に記載される記号等

※賦課基準額＝各国保加入者の総所得から、基礎控除額(43万円)を引いた額(旧ただし書き所得)の合計

	一部負担金の割合	所得区分		自己負担限度額	
				外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
70歳以上75歳未満の方	3割	現役並所得者Ⅲ (市町村民税課税標準額690万円以上)		252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1% <140,100円>	
		現役並所得者Ⅱ (市町村民税課税標準額380万円以上690万円未満)★		167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1% <93,000円>	
		現役並所得者Ⅰ (市町村民税課税標準額145万円以上380万円未満)★		80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1% <44,400円>	
70歳未満の方	2割	一般		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円>
		低所得者 (市町村民税非課税)★	〔Ⅱ〕	8,000円	24,600円
			〔Ⅰ〕		15,000円

低所得者Ⅱ：国保加入者及び世帯主が市町村民税非課税の世帯に属する70歳以上75歳未満の方

低所得者Ⅰ：低所得者Ⅱの条件に加えて、国保加入者及び世帯主の所得が0円(※)の世帯に属する70歳以上75歳未満の方

※年金収入は控除額を80万円として計算。また、給与所得から10万円を控除します。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(3)高額療養費の現物給付

70歳未満の方及び70歳以上75歳未満のうち(2)の表中で★のついた所得区分の方が、高額療養費の自己負担限度額(2)参照)を超える高額な診療を受ける際に、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提示することにより、医療機関への支払いが一医療機関ごと、暦月単位で、自己負担限度額までになります。

※保険料に未納がある場合、納付相談が必要です。

※収入がない方や非課税所得の方も申告が必要です。所得の申告がない方がいる場合は、自己負担限度額を一番上の区分として取扱います。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(4)高額療養費の貸付

一部負担金が高額療養費に該当する見込みで、医療機関への支払いが困難な世帯の世帯主に無利子で高額療養費見込額の9割相当額の貸付を行う制度です。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(5) 高額介護合算療養費

年間の医療保険と介護保険の自己負担合計額が、一定額（限度額）を超えた場合、申請により限度額を超えた額が支給されます。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(6) 出産育児一時金の支給

被保険者の出産に対し、出産児1人につき、42万円を支給します。

ただし、産科医療補償制度対象外の出産の場合は、40万8千円の支給となります。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課、市民センター]

(7) 出産育児一時金直接支払制度

世帯主が医療機関等に出産育児一時金の申請及び受け取りを委任することにより、医療機関等が世帯主に代わって千葉市へ出産育児一時金を申請し、直接受け取る制度です。

[問い合わせ先 健康保険課 区役所市民総合窓口課]

(8) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方に5万円を支給します。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課、市民センター]

(9) 入院中の食事にかかる自己負担の減額

入院中の食事にかかる費用のうち、1食あたり460円を被保険者に負担していただきます。

市町村民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより食事代が減額となります。

入院日数が90日を超えた場合には、再度申請が必要です。

所得区分		入院時の食事代
課税世帯		1食 460円
市町村民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数90日まで	1食 210円
	過去12カ月の入院日数90日超	1食 160円
70歳以上で、低所得者Iの方		1食 100円

低所得者I：市町村民税非課税の世帯であって、国保加入者および世帯主の所得が0円（※）の世帯に属する70歳以上75歳未満の方

※年金収入は控除額を80万円として計算。また、給与所得から10万円を控除します。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(10) 交通事故・労働災害等の場合

交通事故など第三者（加害者）から受けたケガ、病気の治療費は、加害者が負担するのが原則です。

やむを得ず、国民健康保険で治療を受ける場合には届出が必要です。その場合は、国民健康保険は一時的に被保険者の治療費を立て替え、その後、加害者にその費用を請求することになります。

また、仕事上のけがや病気で国民健康保険を使い、その診療が後日、労災保険の適用となった場合も、必ず届出をしてください。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(11) 特定疾病の認定

①血友病 ②人工透析 ③血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の方は、認定を受けることで自己負担額が月1万円まで（入院・外来別、医療機関別）となります。

ただし、70歳未満で②に該当する方のうち、高額療養費（自己負担限度額）の所得区分が「ア」又は「イ」の方は、月2万円までとなります。（「2 その他の給付 (2)高額療養費の支給」参照）

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(12) 一日人間ドック・脳ドック検診費用の助成

国民健康保険の被保険者を対象に、一日人間ドック・脳ドック検診費用の一部を助成します。（申込者数が定員を超えた場合は抽選。）

※ただし、保険料を完納している方に限ります。（年齢は7月1日現在）

○一日人間ドック 35歳以上の方（令和4年度定員6,400人）（年齢は7月1日現在）

○脳ドック 40歳以上の5歳ごとの節目の年齢の方（令和4年度定員500人）（年齢は7月1日現在）

[問い合わせ先 健康支援課]

3 特定健康診査及び健康サポート（特定保健指導）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病を予防するため、国民健康保険の被保険者を対象に、特定健康診査を実施します。健診の結果、生活習慣病のリスクのある方は、健康サポート（特定保健指導）も実施します。

(1) 特定健康診査

○対象 40歳から74歳までの方

○健診機関 市内協力医療機関

○健診費用 500円（受診には「特定健康診査受診券シール」が必要です。）

(2) 健康サポート（特定保健指導）

○対象 特定健康診査で生活習慣病のリスクがあると判定された方

（対象の方には、特定健康診査を行った医療機関または市が委託する事業者からお知らせします。）

○実施機関 特定健康診査を受けた医療機関または市が委託する事業者

○費用 無料

[問い合わせ先 健康支援課]

4 糖尿病性腎症重症化予防

人工透析導入防止を目的として、糖尿病性腎症の発症、重症化のリスクが高い方に対して、保健指導を行います。

○対象 特定健診及びレセプト情報をもとに糖尿病性腎症のリスクが高い方

○実施機関 市が委託する事業者

○費用 無料

[問い合わせ先 健康推進課]